

## 医師・看護師の増員を求める意見書

医療事故をなくし、安心・安全でゆきとどいた医療・看護を実現するためには、医療従事者がゆとりと誇りを持って働き続けられる職場づくりが不可欠である。

しかし、医療現場の実態は、かつてなく過酷になっており、医師や看護師等の不足が深刻化している。看護師は、仕事に追い回されて疲れ果て、「十分な看護が提供できている」との回答は1割も届かず、4分の3が辞めたいと思っているほどである。

欠員を直ちに補充するとともに、大幅増員を実現することが切実に求められている。看護職員については、少なくとも、「夜間は患者10人に対して1人以上、日勤帯は4人に対して1人以上」の配置にすることが必要である。

過酷な労働実態を改善するため、夜勤日数の上限規制などの法整備が必要である。「安心・安全のコスト保障が必要」であり、診療報酬などによる財政的な裏づけが求められている。

よって、政府においては、現場での大幅増員を保障する看護職員等の確保対策・予算の拡充や診療報酬の改善を行うよう、下記事項を要望する。

### 記

- 1 医師・看護師など医療従事者を大幅に増員すること。
- 2 医師の養成数を抜本的に増やすとともに、医師・看護師の配置基準を引き上げ、定着のための施策を進めること。
- 3 看護職員の配置基準を抜本的に改善すること。緊急に「第6次看護職員需給見通し」の見直しを行うこと。
- 4 夜勤日数を月8日以内に規制するなど、「看護職員確保法」等を改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年3月27日

霧島市議会

内閣総理大臣 安倍 晋三  
厚生労働大臣 柳澤 伯夫  
総務大臣 菅 義偉  
文部科学大臣 伊吹 文明  
財務大臣 尾身 幸次